

飯盛靈園指定管理者評価選定  
審査基準

## 目 次

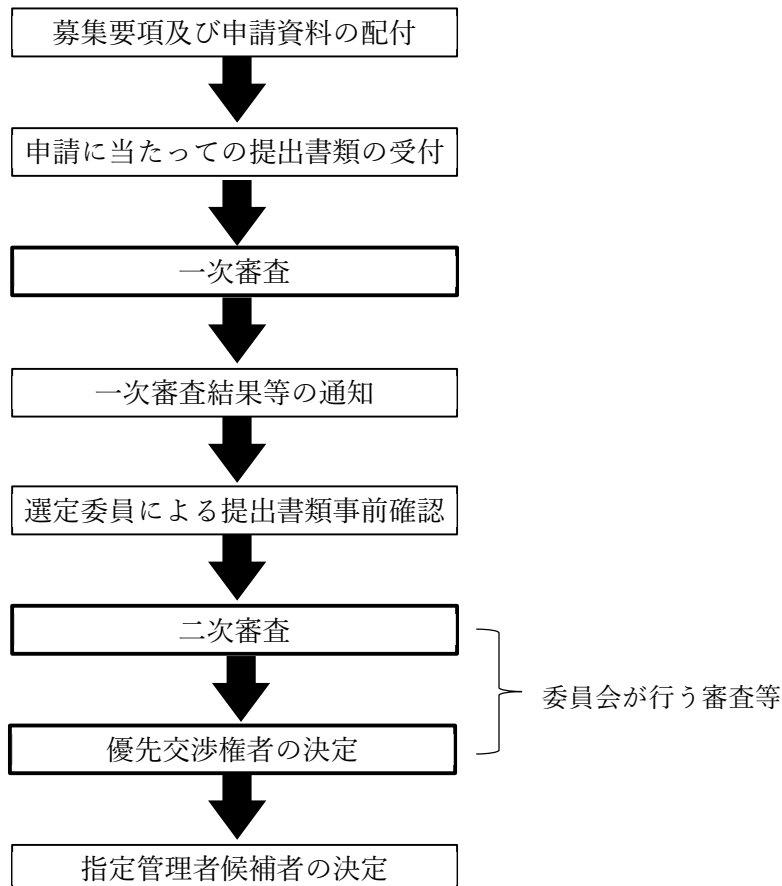
1. 審査基準の位置づけ	1
2. 審査の進め方	1
3. プレゼンテーション審査	2
(1) 審査項目及び配点	2
(2) 点数化方法	4

## 1. 審査基準の位置づけ

この審査基準は、「飯盛霊園指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものであり、飯盛霊園指定管理者の候補者となる優先交渉権者を決定するに当たって、飯盛霊園指定管理者評価選定委員会（以下「委員会」という。）が行う審査について、方法や基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものです。

## 2. 審査の進め方

審査の進め方は以下の通りとします。



### 3. プレゼンテーション審査

委員会は、応募者の提出書類について、プレゼンテーション並びに質疑応答を踏まえ、下記の基準に基づき、総合的な観点から審査を行います。

審査項目ごとに得点を付与し、各委員の評価項目毎の評価点を合計した点数を評価点とし、優先交渉権者として選定します。ただし、評価点合計（出席委員の合計）が配点合計の60%未満の場合、優先交渉権者として選定しません。

#### (1) 審査項目及び配点

プレゼンテーション審査における審査項目及び配点については、次表のとおりです。

審査項目（評価の視点）	配点 （委員5人出席の場合の合計）
<p>提案事項Ⅰ：安全安心な利用や美観が確保されるような適切な管理方策 【様式第4号1・4号2・4号3関係】</p> <p>（評価項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な管理（考え方）（10点）</li> <li>・安全・安心な利用の確保（10点）</li> <li>・管理計画書の適切性（5点）</li> </ul> <p>（評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の特性を踏まえた管理の基本方針が明確であるか。</li> <li>・施設の維持管理について、継続的な品質確保が可能な仕組みとなっているか。</li> <li>・利用者が安心して利用できる安全管理体制が構築されているか。 また、施設内の美観が確保される取り組みが具体的に示されているか。</li> <li>・想定されるリスクに対して、予防および対応の考え方が整理されているか。</li> <li>・管理計画の内容が具体性と実効性を備え、計画として整合が取れているか。</li> <li>・モニタリング結果の業務へのフィードバックについて、具体的な方策が示されているか。</li> </ul>	<p>25点 (125点)</p>
<p>提案事項Ⅱ：利用促進方策や利用者の利便性の向上につながる方策 【様式第4号4・4号5・4号6関係】</p> <p>（評価項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・便益施設の運営内容・的確性（15点）</li> <li>・供花販売の運営内容・的確性（10点）</li> <li>・自主事業に関する提案の的確性（10点）</li> </ul> <p>（評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のニーズを踏まえた適切なサービスの提供が計画されているか。</li> <li>・利用状況の変化に応じた柔軟な運営が可能な仕組みとなっているか。</li> <li>・利用者の利便性に配慮した適切な運営方針が示されているか。</li> <li>・施設の性格や目的と整合した適切な事業内容となっているか。</li> <li>・利用者のサービスの向上や施設価値の向上に寄与する内容であるか。</li> <li>・モニタリング結果の業務へのフィードバックについて、具体的な方策が示されているか。</li> </ul>	<p>35点 (175点)</p>

<p>提案事項Ⅲ：適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 【様式4号7・4号8・4号10・4号11・5号1・5号2・5号3関係】</p>		
<p>(評価項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的な運営が可能となる人的能力 (5点)</li> <li>・安定的な運営が可能な財政的基盤 (5点)</li> <li>・過去の類似業務実績 (5点)</li> </ul> <p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を安定的に遂行できる組織体制および人員配置が確保されているか。</li> <li>・必要な知識・経験を有する人材が適切に配置されているか。</li> <li>・継続的な運営を支える安定した財務基盤が確保されているか。</li> <li>・収支計画が妥当であり、リスクへの対応力を有しているか。</li> <li>・本業務に関連する実績を有し、適切な履行能力が期待できるか。</li> <li>・実績内容が本業務に有効に活かされるものとなっているか。</li> </ul>	<p>15点 (75点)</p>	
<p>提案事項Ⅳ：公園管理に係る経費の縮減に関する方策※<sup>1</sup> 【様式第5号1・5号2・5号3関係】</p>		
<p>(評価項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営管理に係る経費の内容</li> <li>・自主事業、附帯事業の収入源の確保</li> </ul>	<p>15点 (75点)</p>	
<p>提案事項Ⅴ：地域貢献 【様式第4号12関係】</p>		
<p>(評価項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の事業者や団体等との事業参画や連携、地元雇用などの地域貢献性 (10点)</li> </ul> <p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との連携や協働により、地域への波及効果が期待できるか。</li> <li>・地域資源の活用や雇用創出など、地域貢献の視点が組み込まれているか。</li> </ul>	<p>10点 (50点)</p>	
<p>合 計</p>		<p>100点 (500点)</p>

※<sup>1</sup>公園管理に係る経費の縮減に関する方策については、次の採点方法により得点を決定します。【計算式】満点×(提案価格のうち最低の価格/提案価格)＝得点

**(注意点)**

- ・募集要項「5.(4)指定管理料の支払い」の基準額を上回る提案は失格となります。
- ・他の申請者と比較して提案価格が最低であった申請者が他の項目で不適格(提案事項Ⅰ～Ⅲ及びⅤのいずれかが無得点になった場合)となった場合は、その申請者の提案価格はこの式の「提案価格のうち最低の価格」として取り扱いません。(不適格とならなかった申請者の提案価格の中から「提案価格のうち最低の価格」を定めます。)

**(優先交渉権者の選定)**

- ・選定委員会における審査において、最も評価点数が高い法人等を優先交渉権者とします。
- ・ただし、最も評価の点数が高い場合であっても、上記「審査項目」の5つについて、いずれかが無得点(0点)の場合は選定されないこととなります。
- ・複数の法人等の点数が同点の場合は、評価項目のうち提案事項Ⅱ「利用促進方策や利用者の利便性の向上につながる方策」の点数が高い法人等を選定します。ただし、当該項目も同点の場合は、抽選によるものとします。

## (2) 点数化方法

プレゼンテーション審査は、次に示す6段階評価により得点を付与します。

評価	判断基準	点数化方法
A	非常に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.80
C	標準的	各項目の配点×0.60
D	やや不十分	各項目の配点×0.40
E	不十分	各項目の配点×0.20
F	不適	各項目の配点×0.00

※「配点×掛け率」の結果（小数点以下）は、加点審査の合計において小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位までを有効とします。